



特別養護老人ホーム みのりの里 共和
 住所 岩内郡共和町南幌似57番地13
 TEL 0135-71-2580 FAX 0135-71-2345
 発行責任者 施設長 小嶋 龍治 第145号

～数え百歳以上が七名に！～

新年を迎え、新たに2名の方が数え百歳になり、百歳以上の方が7名となりました。来月には今年数え百歳となった方の祝賀会を開催したいと計画しているところです。これで当施設では7年連続で百歳のお祝いをする事となり、職員一同本当に嬉しく思っています。

2月の行事予定

3日(金)	節分

他にも各ユニットで、誕生会等、楽しい行事が計画されています。



2月の誕生者のご紹介

皆さん誕生日おめでとうございます。



昭和7年2月2日生まれ	85歳	ひまわりユニット
大正7年2月10日生まれ	99歳	さくらユニット
大正5年2月13日生まれ	101歳	ひまわりユニット
昭和18年2月15日生まれ	74歳	すいせんユニット
昭和11年2月16日生まれ	81歳	ひまわりユニット
大正10年2月27日生まれ	96歳	すいせんユニット

「紙面の写真・氏名についてはご本人(代理人)の方の同意を得て掲載しています」

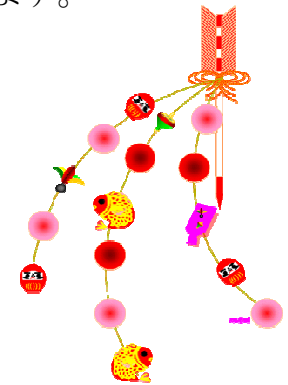
(電話番号) 0135-71-2580 (メールアドレス) info@minorinosato.net

(ホームページ) <http://minorinosato.net>

(苦情・相談窓口担当者) 生活相談員 寺田 翔

～ユニット・お正月の様子～

1月はお正月に面会に来られる方も多く、また各ユニットで新年会やデイの新年会に参加したりと賑やかに過ごしました。一部ではありますがご紹介致します。



～書初めを行いました～

1月12日(木)に書初めを行いました。「しばらくぶりに筆を持つから上手に書けないね。」と言いながらも皆さんすばらしい字を書いています。



～高額介護合算療養費の支給申請について～

北海道後期高齢者医療広域連合から、平成27年8月～平成28年7月までの医療負担額・介護負担額の自己負担限度額を超える部分が支給される『高額介護合算療養費』の支給申請について、支給対象となる方に通知文書が届いております。申請は当施設で行い、お預かりしているご本人様の通帳へ支給される形をとりたいと思いますのでご了承下さいませようお願い致します。

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が下表の限度額を超えた場合、役場窓口へ申請することにより、その超えた額が後期高齢者医療制度・介護保険から支給されます。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

<自己負担限度額表>

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額
3 割	現役並み所得者	6 7 万円
	一 般	5 6 万円
1 割	住民税非課税世帯	
	区分Ⅱ(※1)	3 1 万円
	区分Ⅰ(※2)	1 9 万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または高齢福祉年金を受給している方

編 集 後 記

町内の幼児センター・小学校などでインフルエンザが流行しているようです。近隣町村の小学校などでも感染が広がっているようで、冬休みが終わってから一気に広がった状況にあるようです。学年閉鎖などということも耳にするようになりました。幸い現在のところ、当施設に入居している方のインフルエンザ罹患はありませんが、ノロウイルス等の感染性胃腸炎やその他の感染症などと合わせて感染対策により一層注意していきたいと思っております。